

答申第 772 号

諮問第 1349 号

件名：発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業における発達障害の定義及び関係する文書一式等の不開示（不存在）決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたこと及び別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対し、同表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 22 年 1 月 1 日、同年 2 月 26 日、平成 23 年 1 月 12 日、同年 2 月 7 日、同月 17 日、同月 21 日、同年 6 月 24 日、同年 7 月 6 日、平成 24 年 2 月 16 日及び同年 6 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が平成 22 年 1 月 15 日、同月 18 日、同年 3 月 5 日、平成 23 年 1 月 24 日、同年 2 月 21 日、同年 3 月 3 日、同年 7 月 14 日、平成 24 年 6 月 6 日、同月 15 日、同月 18 日、同月 19 日、同年 7 月 4 日、平成 25 年 1 月 17 日及び同月 18 日付けで行った不開示決定並びに平成 23 年 7 月 8 日付けで行った開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 別表 1 の分類 1（以下「分類 1」という。同表の分類 2 以下も同様とする。）から分類 5 までについて

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

イ 分類 6 について

A さんは陳述書で存在することを主張しているから、開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

ウ 分類 7 について

愛知県教育委員会は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

異議申立人は、平成 24 年（行ウ）第 a 号事件準備書面(1)を添付して、行政文書開示請求をした。愛知県教育委員会は、準備書面の中で、特別支援を要する生徒の例として、聾者、啞者をあげている。

準備書面に使用した用語（聾者、啞者）は、愛知県教育委員会、所属の学校において使用されていると考える。愛知県教育委員会は、広く使用されている用語として聾者、啞者を認識している。それゆえ、特別支援を要する生徒の障害を「聾者、啞者」ということをしているから、個別の教育支援計画、個別の指導計画に記載の障害名に、聾者、啞者となっている行政文書が存在するといえる。

エ 分類 8 について

愛知県教育委員会は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

異議申立人は、平成 24 年（行ウ）第 a 号事件準備書面(1)を添付して、行政文書開示請求をした。愛知県教育委員会は、準備書面の中で、特別支援を要する生徒の例として、聾者、啞者をあげている。

準備書面に使用した用語（聾者、啞者）は、愛知県教育委員会、所属の学校において使用されていると愛知県教育委員会が認めている。愛知県教育委員会は、広く使用されている用語として聾者、啞者を認識している。それゆえ、特別支援を要する生徒の障害を「聾者、啞者」ということをしているから、開示請求に係る行政文書は、存在すると主張する。愛知県教育委員会は、文部科学省が使用しない用語を使用していることを、裁判上で主張しているから、開示請求に係る文書は、存在する。

文部科学省関係の法令等を基礎とする教育行政を実施している特定の市教育委員会は、聾者、啞者の用語は使用していない。

オ 分類 9 について

開示請求に係る行政文書は、存在しないので、不開示決定をすべきである。

障害児就学指導の手引には、改正前の法令が使用されているから、文書特定に誤りがある。

カ 別表 2 について

開示請求に係る文書が教員研修の手びき、生徒指導提要になかった。文書の特定に誤りがある。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、382 件の不開示決定及び 1 件の開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容、異議申立ての内容等が同一又は類似しており、相互に関連性が深いものである。そこで、実施機関は、平成 22 年 1 月 15 日付けの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1028 号）、同月 18 日付けの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1098 号）、同年 3 月 5 日付けの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1031 号）、平成 23 年 1 月 24 日付けの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1104 号）、同年 2 月 21 日付けの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1198 号）及び同年 3 月 3 日付けの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1199 号）を同年 7 月 14 日、平成 24 年 6 月 6 日、同月 15 日、同月 18 日、同月 19 日、同年 7 月 4 日、平成 25 年 1 月 17 日及び同月 18 日付けの不開示決定並びに平成 23 年 7 月 8 日付けの開示決定に係る異議申立てに併合した（諮問第 1349 号）。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により、本件請求対象文書を作成若しくは取得しておらず不存在であるので不開示とし、又は本件行政文書を特定して開示としたというものである。

(1) 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

ア 本件請求対象文書について

(ア) 分類 1-1 について

「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」とは、文部科学省が各都道府県に委嘱して実施する同名の事業と解される。

よって、分類 1-1 に係る文書は、教育委員会尾張教育事務所（以下「尾張教育事務所」という。）が作成又は取得したもののうち、発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（以下「総合推進事業」という。）における発達障害の判定基準又は判定者氏名に係る文書一式及び当該事業に関する復命書と解した。

(イ) 分類 1-2 について

分類 1-2 に係る文書は、教育委員会総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）が作成又は取得したもののうち、総合推進事業における報告書、発達障害児童・生徒の定義、発達障害の判定基準又は判定者氏名に係る文書及び当該事業に関する復命書と解した。

(ウ) 分類 2 について

分類 2 に係る文書は、愛知県立一宮東養護学校（以下「一宮東養護学校」という。）が平成 20 年度及び平成 21 年度に作成又は取得した

もののうち、職員会議で配布された、人権、知的障害、知的障害児の定義、知的障害児の判定手続及び運動会の実施について説明した文書と解した。

(エ) 分類 3 について

分類 3 に係る文書は、教育委員会学習教育部義務教育課（以下「義務教育課」という。）が作成又は取得し、かつ採用しているもののうち、知的障害の定義、知的障害児の定義及び発達障害者の診断基準が記載されている文書と解した。

(オ) 分類 4 について

分類 4 に係る文書は、愛知県立安城養護学校（以下「安城養護学校」という。）が作成又は取得し、かつ採用したもののうち、知的障害児の評価基準が記載されている文書、障害児就学指導の手引を作成した者が分かる文書及び知的障害者のための発達診断表を使用して作成された、平成 19 年度から平成 22 年度までの個別の教育支援計画・実践と解した。

(カ) 分類 5 について

分類 5 に係る文書のうち、平成 23 年 2 月 17 日付け開示請求については、安城養護学校が作成又は取得したもののうち、発達診断表上の知的障害者の定義及び個別の教育支援計画で使用する知的障害の程度の判断又は判定基準が記載されている文書並びに発達診断表を作成した者の氏名が分かる文書と解した。

分類 5 に係る文書のうち、平成 23 年 2 月 21 日付けの開示請求書には、実施機関が当事者となった訴訟である平成 22 年（行ウ）第 b 号行政文書不開示決定取消請求事件（以下「b 号事件」という。）において、平成 22 年 9 月 27 日付けで、実施機関が名古屋地方裁判所に提出した準備書面(4)（以下「準備書面(4)」という。）が添付されていた。

添付されていた準備書面(4)の 73 ページ目には、異議申立人が、平成 21 年 9 月 25 日に安城養護学校に対して電話で発言した旨の内容が記載されていることから、分類 5 に係る文書のうち、平成 23 年 2 月 21 日付けの開示請求については、安城養護学校が作成又は取得しているもののうち、平成 21 年 9 月 25 日に異議申立人が安城養護学校に電話で発言した内容を教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）に報告した記録と解した。

(キ) 分類 6 について

分類 6 に係る開示請求書には、実施機関が当事者となった訴訟である b 号事件において、平成 23 年 2 月 28 日付けで、実施機関が名古屋

地方裁判所に提出した乙第 79 号証陳述書（以下「第 79 号証陳述書」という。）が添付されていた。

第 79 号証陳述書は、平成 22 年度当時、愛知県立三好養護学校に所属していた A が作成しており、異議申立人の開示請求の経緯等について記載されている。

第 79 号証陳述書の 9 ページ目には異議申立人によるものと思われる下線が記載されているが、当該下線部分及びその周辺の記載は、分類 6 に係る開示請求書に記載の請求内容と類似していることから、当該下線部分及びその周辺の記載と分類 6 に係る開示請求は、関連していると考えられる。

よって、分類 6 に係る文書は、安城養護学校が作成又は取得したもののうち、第 79 号証陳述書の 9 ページ目に記載の平成 21 年 11 月 5 日に異議申立人に開示した安城養護学校作成の段階表、児童相談センターにおける知的障害の判定基準及び LD についての医学的根拠が記載された文書と解した。

(ク) 分類 7 について

分類 7 に係る開示請求書には、実施機関が当事者となった訴訟である平成 24 年（行ウ）第 a 号行政文書不開示決定処分取消請求事件において、平成 24 年 5 月 28 日付けで、実施機関が名古屋地方裁判所に提出した準備書面(1)（以下「準備書面(1)」という。）が添付されていた。

準備書面(1)には、主に存否応答拒否について記載されている。

分類 7 に係る開示請求書に添付されていた準備書面(1)の 2 ページ目には異議申立人によるものと思われる矢印が記載されているが、当該矢印によって示されている部分に、分類 7 に係る請求内容の「聾者、啞者」と同様の記載があることから、当該矢印によって示されている部分と分類 7 に係る開示請求は、関連していると考えられる。

よって、分類 7 に係る文書は、教育委員会の本庁各課（以下「本庁各課」という。）及び愛知県立学校（以下「県立学校」という。）が平成 19 年度から平成 23 年度までに作成又は取得したもののうち、障害名が聾者又は啞者とされている児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画と解した。

(ケ) 分類 8 について

分類 8 に係る開示請求書には、分類 7 に係る開示請求書に添付されていたものと同じ準備書面(1)が添付されていたことから、分類 8 に係る文書は、本庁各課及び県立学校が平成 19 年度から平成 23 年度までに作成又は取得したものうち、特別支援教育を要する生徒には聾

者又は哑者が含まれると記載された文書と解した。

(ロ) 分類 9 について

分類 9 に係る文書は、平成 23 年度に県立学校が作成又は取得したもののうち、学校が特別に配慮を要すると判断した県立学校に在籍する児童生徒の日常生活について、支障を受けている程度又は判断基準が記載されている文書と解した。

イ 本件請求対象文書の存否について

(ア) 分類 1 に係る請求対象文書の存否について

総合推進事業とは、全ての障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うことを総合的に推進するために、文部科学省が各都道府県教育委員会に委嘱して実施する事業であり、同省初等中等教育局特別支援教育課が同事業を所管している。

尾張教育事務所管内では、稲沢市が推進地域に指定され、各種事業を実施したことから、尾張教育事務所が特別支援教育課に提出した平成 20 年度「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」報告書及び経費決算報告書を、別途開示決定している。なお、所管区域のない総合教育センターにおいては、同報告書等を作成していない。

なお、総合推進事業の実施に当たって参照する資料のうち、「小・中学校における LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成 16 年 1 月 文部科学省作成）（以下「ガイドライン（試案）」という。）には、児童生徒の実態の把握や適切な教育的支援の参考として、学習障害（LD: Learning Disabilities）の定義及び判断基準、注意欠陥多動性障害（ADHD: Attention Deficit/Hyperactivity Disorder）の定義並びに自閉症のうち知的発達の遅れを伴わないものをいうとされる高機能自閉症の定義を示した記載がされている。よって、前記障害を包摂する概念である発達障害のある幼児児童生徒の定義が記載されていることとなることから、尾張教育事務所において、ガイドライン（試案）を別途開示決定している。なお、総合教育センターには所管区域がないため、小中学校に在籍する児童生徒の実態の把握や適切な教育的支援の参考であるガイドライン（試案）を取得していない。

また、「ガイドライン（試案）」に発達障害の判定基準又は判定者氏名は記載されていない。これは、障害のある者を含む児童生徒が在籍する、尾張教育事務所管内区域の学校の学習指導、生徒指導等をつかさどる尾張教育事務所を始めとする教育委員会においては、幼児児童

生徒が発達障害を有するか否かを判定することではなく、医師等が医学的観点に基づき判定することとされていることから、教育委員会が参考とする「ガイドライン（試案）」には、判定基準や判定者氏名は必ずしも必要ないからである。

また、本県の実施する総合推進事業においては、幼稚園、小中学校及び高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒等に対する教育的支援を行うための体制整備事業（以下「体制整備事業」という。）として、巡回指導、フォーラムの開催等を行っている。

巡回指導とは、愛知県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の教員（専門家チーム）が、小中学校に出向き、そこに在籍する発達障害児等への対応等について小中学校の職員等に助言をし、支援するものをいう。

また、平成 20 年度の「愛知県特別支援教育フォーラム」の内容は「ひとりひとりの子どもに 今できること」と題したシンポジウム及び「ありのままで ～LD の息子とともに～」と題した講演、平成 21 年度の「愛知県特別支援教育フォーラム」の内容は「今、大切にしたい！ 支え合うこと」と題したシンポジウム及び「やさしい街 やさしい人」と題した記念講演であった。

仮に、体制整備事業において判定基準又は判定者氏名を含めた発達障害の定義を用いた巡回指導や、当該定義等をテーマとする討論等が必要とされる事業を実施していれば、分類 1-1 に係る文書を作成していた可能性がある。しかし、本県が行う体制整備事業においては、そのような事業は実施していない。

他に分類 1 のうち、総合推進事業における報告書、発達障害を有する児童・生徒の定義及び発達障害の判定基準又は判定者氏名に係る文書を分類 1 の 5 欄に掲げる請求対象所属において探索したが、存在しなかった。

また、愛知県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和 39 年愛知県教育委員会訓令第 1 号。以下「服務規程」という。）第 24 条第 2 項には、「出張を命ぜられた職員は、帰庁したときは、上司に随行した場合を除き、速やかに復命書（様式第 17）を作り、旅行命令権者に提出しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。」と規定されているところ、尾張教育事務所が行った総合推進事業に係る復命等については、軽易な事項であったため、同項ただし書の規定に基づき、口頭で行っている。

総合推進事業に係る主な出張には、当該事業の一環として設定される愛知県特別支援教育連携協議会（以下「連携協議会」という。）に

出席したものがあり、分類 1 の 5 欄に掲げる請求対象所属職員のうち、各教育事務所長及び総合教育センター相談部長が出席している。

連携協議会は、障害のある子ども等の多様なニーズに応え、生涯にわたって一貫して支援するための体制づくりを県内各地に構築することを目的に開催されることから、公立特別支援学校及び小中学校の特別支援教育を担当する指導主事にとっては連携協議会の内容について把握する必要がある。しかし、連携協議会において配付される資料は、委員により持ち帰ることができる上に、毎年 8 月及び 1 月に開催される連携協議会実施後、当該協議会における挨拶、議事内容等が記載されている議事録等が特別支援教育課作成のホームページに掲載されることから、当該指導主事は詳細な復命書がなくても、当該配付資料及び議事録により、当該協議会の全貌を容易に把握することができる。

よって、必ずしも出張した職員が文書で復命等を行う必要はないことから、復命書を作成しなかった。

なお、その他の種々の出張についても同様に、いずれも文書で復命等を行う必要のないものであったが、念のため、復命書を分類 1 の 5 欄に掲げる請求対象所属において探索したが、やはり存在しなかった。

(イ) 分類 2 に係る請求対象文書の存否について

愛知県立学校管理規則（昭和 32 年愛知県教育委員会規則第 9 号）第 13 条の 2 第 1 項では「学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。」と規定しており、同条第 2 項に基づき、職員会議は、校長の判断で開催し、学校行事の計画や校務分掌等から提案される各種議題を全校職員で協議する会議であり、その協議題の資料や連絡事項に係る資料が配付される。学校の実情によって異なるが、特別支援学校では、月に 1 回程度の割合で開催されることが多い。

また、同規則第 13 条第 1 項では「校長は、校務分掌に関する組織を定め、所属職員に分掌を命じ、校務を処理しなければならない。」と規定されていることから、校内委員会及び部会については、各県立学校長の判断で独自に開催されるものであり、一般に校務分掌並びに幼稚園部、小学部、中学部及び高等部ごとに部会が開かれる。

以上のことから、職員会議及び校内各種委員会、部会等については、各学校の実情に応じて校長が開催するものであることから、校内での委員会や部会等で取り上げられた場合、職員会議で取り上げられない内容も多い。

例えば、人権について説明した文書は、一宮東養護学校の人権教育を担当している生徒指導部の担当職員から児童生徒の教育を担当する

教諭等の職員に配付され、知的障害や知的障害児に関係した文書については、初任者研修等の職員の研修で関係職員に配付され、運動会の実施について説明した文書については、一宮東養護学校の保健体育部の運動会担当職員から運動会に係る業務を担当する職員に配付されたため、いずれの文書も一宮東養護学校の職員会議には、諮られていなかった。

念のため一宮東養護学校において、分類 2 に係る文書を探索したが、存在しなかった。

(ウ) 分類 3 に係る請求対象文書の存否について

義務教育課がつかさどる事務は、愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和 39 年愛知県教育委員会規則第 9 号）第 6 条第 6 項において、小学校、中学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること、小学校等の教育職員の研修に関すること等のうち、特別支援教育課等の事務分掌事項を除いたもの等が規定されている。

しかし、同条第 7 項に基づき、小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導（以下「特別支援学級等」という。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること、特別支援学校及び特別支援学級等の教育職員の研修その他の教育職員の特別支援教育に関する研修に関すること等については特別支援教育課が所管しており、義務教育課は所管していない。ただし、幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関することは義務教育課の所管であることから、義務教育課で分類 3 に係る文書を探索したが、存在しなかった。

(エ) 分類 4 に係る請求対象文書の存否について

知的障害児の評価基準に該当するものとしては、児童相談センター等が交付や等級を決定する療育手帳の交付又は等級の認定基準や「障害児就学指導の手引き（平成 15 年 4 月発行）」（以下「就学指導の手引き」という。）に記載の「知的障害者のための発達診断表」（以下「発達診断表」という。）が想定される。

しかし、療育手帳の認定基準は、認定を行う児童相談センター等以外は保管していない。発達診断表については、「特殊教育に関する研究調査会」（会長 辻村泰男氏）の文部省（現文部科学省）への報告「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方」において用いられているものであり、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に記載の「養護学校に就学させるべき知的障害者」の基準が概括的に示されており、参考とするものではある。しかし、当該報告は昭和

53 年 8 月 12 日付けであるところ、近年の特別支援教育に関する各種答申（平成 17 年 12 月「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（中央教育審議会答申）、平成 20 年 1 月「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（中央教育審議会答申）等）の内容に見られるとおり、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な指導を行う必要性が強調されている現在の特別支援教育において、概括的な評価基準等は必ずしも有用ではなくなっていることから、安城養護学校が採用している評価基準とまでは位置付けられていない。

また、特別支援教育の一環である個別の教育支援計画の作成においても、発達診断表に限らず、概括的な評価基準等は不要であることから、個別の教育支援計画を作成する際に、当該発達診断表を使用することはない。

就学指導の手引きを作成したのは平成 14 年度に特別支援教育課に所属していた職員であるが、当時特別支援教育課に所属していた職員のうち、どの職員が作成したかについては、特別支援教育が必要な幼児児童生徒に対する個別具体的な学習指導、生徒指導等の教育活動を担う安城養護学校職員には必ずしも必要ではなかったため、特別支援教育課も知らせてはいなかった。

念のため、安城養護学校において分類 4 に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

(オ) 分類 5 に係る請求対象文書の存否について

各種発達診断表については、前記(エ)に記載の発達診断表を除いて、安城養護学校が管理する発達診断表は存在せず、当然(エ)を除く発達診断表上の知的障害者の定義が記載された文書も存在しない。(エ)の発達診断表については、学校教育法施行令第 22 条の 3 に記載の「養護学校に就学させるべき知的障害者」の発達段階を示した表が概括的に示されているが、あくまで就学の必要な知的障害者の診断表であり、定義ではない。なお、当該診断表の作成者氏名が記載された文書については、当該診断表が用いられている報告（「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方」）を作成した研究調査会の会長氏名が記載されているのみであり、当該診断表作成者について記載されている文書は、安城養護学校には存在しない。

また、(エ)に記載のとおり、一人一人の個性に応じた内容を記載する必要性が近年特に強調されていることから、個別の教育支援計画等の作成に際して、知的障害の程度の判断・判定基準を特別支援学校が

使用することはない。

平成 21 年 9 月 25 日に異議申立人が安城養護学校に電話で発言した内容を特別支援教育課に報告した記録については、電話対応した職員が上司に口頭で報告を行っており、逐一文書化することはない。

ちなみに、対応した職員が、今後の事務の参考のために備忘録として個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあるが、そのメモはあくまで当該職員の個人的便宜のために作成されたものであり、当該職員が不要となったと判断すればいつでも廃棄することができるものであるため、組織的に用いるものとして、安城養護学校の職員が管理することはないことから、条例第 2 条第 2 項にいう「行政文書」には当たらない。

また、異議申立人も含めた開示請求者との面談時における発言や意見交換の記録については、開示請求に関して作成又は取得した文書を管理している「起案綴」に保管されている可能性があったため、安城養護学校の「起案綴」のファイルの探索を行ったが、存在しなかった。

ただし、教育委員会における情報公開制度の所管所属である管理部総務課教育企画室（当時。以下「教育企画室」という。）において、異議申立人との開示請求に係る対応の検討等を目的として、異議申立人の発言や行動等の情報を、異議申立人の来訪時に対応した所属職員の口頭による報告やメモによって集約し整理した「日記」という行政文書として管理している。

これは、異議申立人の開示請求の量が増加した平成 20 年 12 月頃から、教育企画室職員が異議申立人の開示請求の真意を理解するために、個人的なメモとして異議申立人の発言、言動等や異議申立人と各担当者とのやりとり等を記録するようになったためである。その後、異議申立人から訴訟が提起されたことにより、当該メモをベースに書証を作成する必要性が生じたことから、平成 22 年 7 月に教育企画室長の決裁を受けて行政文書として管理することとし、その後顧問弁護士に提出した経緯がある。

よって、異議申立人との開示請求に係る対応の検討に必要な情報は、教育企画室で一元的に集約し管理されており、教育企画室以外の所属においては、教育企画室と同一の情報を行政文書として管理する必要はないため、やはり異議申立人との開示請求に係る対応の記録を組織として共用することはない。

念のため、安城養護学校において分類 5 に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

(カ) 分類 6 に係る請求対象文書の存否について

平成 21 年 11 月 5 日に異議申立人に対して開示した安城養護学校作成の段階表は、少なくとも平成 23 年には廃棄されていた。これは、前記(エ)等に記載のとおり、近年一人一人の個性に応じた指導が必要とされるようになり、段階表のような概括的な評価基準等は特別支援教育の生徒指導になじまなくなっているからであり、当該校においても新たな段階表は作成されていない。

なお、分類 6 に係る開示請求書に添付されていた第 79 号証陳述書の 9 ページ目に記載のとおり異議申立人に開示した段階表は、平成 21 年度当時愛知県立みあい養護学校（以下「みあい養護学校」という。）に所属していた部主事が、安城養護学校に所属していた平成 7 年から平成 15 年頃までに入手したものである。個人情報等が記載されていないこともあり、自己の研さんのため自宅に保管していた当該職員の私物であることから、平成 23 年度当時、安城養護学校は当該段階表を保管していない。

児童相談センターが知的障害について判断するのは、療育手帳の交付又は等級の認定の際であるが、当該認定基準については、当該交付や等級の決定を行わない安城養護学校で保管することはない。

また、特別支援学校とは、幼児児童生徒に対して、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的」（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 72 条）としていることから、特別支援学校において、LD（学習障害（LD: Learning Disabilities））の医学的根拠を把握する必要はない。

念のため、安城養護学校において分類 6 に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

(キ) 分類 7 及び 8 に係る請求対象文書の存否について

「聾者」とは聴覚に障害のある者のことを表記する言葉であるが、平成 19 年 4 月 1 日に施行された学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 19 年政令第 55 号）において、「聴覚障害者」と改正されたことに伴い、平成 19 年度以降、教育委員会が作成する文書に「聾者」との記載はなされなくなった。また、「啞者」とは言葉を話すことができない者のことを表記する言葉だが、「聾者」との記載がなされなくなる以前から、教育委員会では使われておらず、法令等にも一切記載はない。

念のため、分類 7 及び 8 の 5 欄に掲げる請求対象所属において、分類 7 又は 8 に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

(ク) 分類 9 に係る請求対象文書の存否について

分類 9 に係る請求対象文書を想定すると、県立学校に在籍する幼児児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画並びに就学指導の手引のうち、発達診断表が記載されている部分が考えられる。このうち、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、幼児児童生徒の氏名、学校名、性別及び生年月日、担任氏名、家族構成、家庭環境、入学前の情報、本年度までの情報、医療機関との相談記録、幼児児童生徒や家族の希望、関係機関の具体的支援・連携等が、幼児児童生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{きたん}のない意見も交えながら、幼児児童生徒ごとに具体的かつ詳細に記載されていることから、文書特定すると不開示決定せざるを得ない。よって、平成 24 年 2 月 27 日付け 23 教特第 604 号の通知において、就学指導の手引が請求対象文書であることを確認する旨の補正の依頼を行ったが、回答期限までに異議申立人から何ら連絡がなかった。

よって、分類 9 の 5 欄に掲げる請求対象所属を除いた特別支援学校については、就学指導の手引を文書特定し、別途開示決定した。ただし、分類 9 の 5 欄に掲げる請求対象所属である 6 校の特別支援学校については、いずれも平成 15 年 4 月以降に開校した学校であるため、同月発行の就学指導の手引を取得していない。また、就学指導の手引は、内容の改訂がある度に改訂内容が特別支援教育課から送付されているが、発達診断表については、前記(エ)に記載の理由により、特別支援教育に必ずしも有用ではなくなっていることから、平成 15 年度以降一切改訂は行われていない。よって、当該 6 校は、開校後においても発達診断表が記載されている部分を入手していない。

念のため、分類 9 の 5 欄に掲げる請求対象所属である 6 校の特別支援学校において探索したが、やはり存在しなかった。

(ケ) したがって、別表 1 の 5 欄に掲げる請求対象所属は、本件請求対象文書を作成又は取得していないため、同表の 2 欄に掲げる開示請求に対して、いずれも不開示（不存在）決定を行った。

(2) 本件行政文書の特定について

別表 2 に係る開示請求書が愛知県立豊川養護学校（以下「豊川養護学校」という。）に提出されていることから、別表 2 に係る請求対象文書は、豊川養護学校が平成 21 年度及び平成 22 年度に作成又は取得したもののうち、豊川養護学校が使用している発達障害の定義、自閉症の定義及び発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）上の定義が記載されている文書と解し、教員研修の手びき（県立学校 平成 20 年度版）（以下「教員研修の手びき」という。）及び生徒指導提要（平成 22 年 3 月）（以下「生徒指導提要」という。）

を特定し、開示決定した。

教員研修の手びきは、主に学校現場の校内研修等において活用されることを目的として作成されたものであり、文部科学省作成のガイドライン（試案）に示されたものの引用である旨述べた上で、発達障害者支援法上の発達障害の定義等を示した記載がなされている。

また、生徒指導提要は、生徒指導の実践に際し教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けに作成されたものであり、発達障害者支援法上の発達障害の定義、自閉症の定義等が記載されている。

他に請求内容に相当する文書はないため、本件行政文書の特定において誤りはない。

5 審査会の判断

(1) 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

イ 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由等説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由等説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

ウ 本件請求対象文書の存否について

(ア) 分類 1 に係る文書の存否について

実施機関によると、尾張教育事務所を始めとする教育委員会において、幼児児童生徒が発達障害を有するか否かを判定することはなく、医師等が医学的観点に基づき判定することとされていることから、総合推進事業実施の参考としているガイドライン（試案）には、発達障害の判定基準又は判定者氏名は必ずしも必要ないとのことである。

加えて、管内で事業を実施する尾張教育事務所と異なり、所管区域

のない総合教育センターにおいては、総合推進事業の報告書及び経費決算報告書を作成しておらず、また、発達障害のある幼児児童生徒の定義が記載されたガイドライン（試案）を取得していないとのことである。

以上のことからすれば、総合推進事業において、尾張教育事務所は発達障害の判定基準又は判定者氏名が記載された文書を、総合教育センターは事業実施に係る報告書、発達障害児童・生徒の定義、発達障害の判定基準及び判定者氏名が記載された文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

また、実施機関によると、総合推進事業に係る主な出張として、連携協議会への出席があり、その配付資料は、持ち帰ることができるとのことである。

当審査会において、服務規程を見分したところ、出張を命ぜられた職員は復命書を作成することとされているが、軽易な事項については口頭で復命することができる旨の記載が認められた。また、特別支援教育課のホームページを見分したところ、連携協議会の議事録等が掲載されていることが認められた。

配付資料については、出張した職員が持ち帰ることができ、議事録をホームページにおいて確認できたのであれば、議事内容を把握することができ、必ずしも出張した職員が文書で復命等を行う必要はないことから、軽易な事項として口頭で復命しているため、復命書を作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(イ) 分類２に係る文書の存否について

実施機関によると、職員会議は、校長の判断で開催し、学校行事の計画や校務分掌等から提案される各種議題を全校職員で協議することである。

そして、一宮東養護学校においては、人権について説明した文書は、人権教育を担当している生徒指導部の担当職員から児童生徒の教育を担当する教諭等の職員に配付され、知的障害や知的障害児に関係した文書は、初任者研修等の職員の研修で関係職員に配付され、運動会の実施について説明した文書は、保健体育部の運動会担当職員から運動会に係る業務を担当する職員に配付されたため、職員会議に諮られていなかったとのことである。

当審査会において、実施機関が提出した愛知県立学校管理規則第 13 条の 2 第 2 項を見分したところ、職員会議は校長が招集し、その運営を管理することとされていることが認められた。

人権について説明した文書、知的障害及び知的障害児に関係した文書並びに運動会の実施について説明した文書について、職員会議以外の場において職員に配付されているのであれば、職員会議に諮られていないため、分類 2 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(ウ) 分類 3 に係る文書の存否について

当審査会において、実施機関から提出された愛知県教育委員会事務局組織規則を見分したところ、義務教育課は小学校、中学校及び幼稚園の教育課程等に関することを所管するものの、そのうち小学校及び中学校の特別支援学級等の教育課程等に関することについては特別支援教育課の所管であることが認められ、実施機関によると、義務教育課において探索したところ、知的障害の定義、知的障害児の定義及び発達障害者の診断基準が記載された文書は存在しなかったとのことである。

以上のことからすれば、義務教育課が分類 3 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(エ) 分類 4 に係る文書の存否について

実施機関によると、知的障害児の評価基準に該当するものである療育手帳の認定基準は、認定を行う児童相談センター等以外は保管していないとのことである。

また、当審査会において、実施機関から提出された中央教育審議会の答申である「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」及び「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」を見分したところ、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援に関する記載が認められた。

また、実施機関によると、就学指導の手引きを作成したのは平成 14 年度に特別支援教育課に所属していた職員であるが、どの職員が作成したかについては、安城養護学校職員には知らせていなかったとのことである。

以上のことからすれば、現在の特別支援教育において、発達診断表を始めとする概括的な評価基準等は必ずしも有用ではなくなっており、発達診断表は安城養護学校が採用している評価基準とまでは位置付けられておらず、発達診断表を使用した個別の教育支援計画も作成しておらず、就学指導の手引きを作成した者が分かる文書もないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(オ) 分類 5 に係る文書の存否について

当審査会において、実施機関から提出された「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方」（報告）及びその添付資料である発達診断表を見分したところ、知的障害者の定義及び当該診断表の作成者氏名に関する記載は認められなかった。

また、実施機関によると、個別の教育支援計画等の作成に際して、一人一人の個性に応じた内容を記載する必要性が近年特に強調されていることから、知的障害の程度の判断・判定基準を特別支援学校が使用することはないとのことである。

そして、平成 21 年 9 月 25 日の市民応接記録については、電話対応した職員が上司に口頭で報告を行っており、対応した職員が備忘録として個人的にメモを作成することはあるが、逐一文書化することはないとのことである。

また、教育企画室において、異議申立人との開示請求に係る対応の検討等に必要な情報を一元的に集約し、管理しているのであれば、教育企画室以外の所属において、異議申立人が電話で発言した記録を行政文書として必ずしも管理する必要はないものと解される。

以上のことからすれば、分類 5 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(カ) 分類 6 に係る文書の存否について

実施機関によると、近年一人一人の個性に応じた指導が必要とされるようになり、段階表のような概括的な評価基準等は特別支援教育の生徒指導になじまないとして、安城養護学校においては、少なくとも平成 23 年には廃棄されていたとのことである。

また、児童相談センターが知的障害について判断するのは、療育手帳の交付又は等級の認定の際であるが、当該認定基準については、当該交付や等級の決定を行わない安城養護学校で保管することはないとのこ

とである。

そして、特別支援学校とは、学校教育法第 72 条において、幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としていることから、特別支援学校において、LD（学習障害）の医学的根拠を把握する必要はないとのことである。

以上のことからすれば、分類 6 に係る請求対象文書が存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(キ) 分類 7 及び分類 8 に係る文書の存否について

当審査会において、実施機関から提出された各県立特別支援学校長宛て教育委員会教育長通知（平成 19 年 5 月 28 日付け 19 教特第 99 号）を見分したところ、文部科学省から、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について、平成 19 年 4 月 1 日からの施行に伴い、適切な対応を依頼する旨の通知があり、その中に「聾者」から「聴覚障害者」への改正も含まれていることが認められた。

また、実施機関によると、「哑者」は、「聾者」の記載がなされなくなる以前から、教育委員会では使われておらず、法令等にも一切記載はないとのことである。

以上のことからすれば、分類 7 及び分類 8 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(ク) 分類 9 に係る文書の存否について

当審査会において、分類 9 に係る開示請求に関して異議申立人に補正を求めた通知（平成 24 年 2 月 27 日付け 23 教特第 604 号）を見分したところ、回答期限を設けて、請求対象文書は就学指導の手引でよいか確認する旨の記載が認められた。

そして、実施機関によると、分類 9 の 5 欄に掲げる請求対象所属を除いた特別支援学校については、平成 15 年 4 月発行の就学指導の手引を文書特定し、別途開示決定したが、分類 9 の 5 欄に掲げる請求対象所属である 6 校の特別支援学校については、いずれも同月以降に開校した学校であるとのことである。

以上のことからすれば、分類 9 の 5 欄に掲げる請求対象所属が平成 15 年 4 月発行の就学指導の手引を取得していないとする実施機関の説明に

特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(ケ) 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情を推認することはできない。

(2) 別表 2 に係る開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

イ 本件行政文書の特定について

(ア) 別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求は、豊川養護学校が平成 21 年度及び平成 22 年度に作成又は取得したもののうち、豊川養護学校が使用している発達障害の定義、自閉症の定義及び発達障害者支援法上の定義が記載されている文書の開示を求めるものである。

実施機関によると、教員研修の手びきは、主に学校現場の校内研修等において活用されることを目的として作成されたものであり、生徒指導提要是、生徒指導の実践に際し教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けに作成されたものであり、発達障害者支援法上の発達障害の定義、自閉症の定義等が記載されているため、別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対して、本件行政文書を特定して開示としたとのことである。

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には発達障害者支援法上の発達障害の定義、自閉症の定義等が記載されていることが認められた。

よって、本件行政文書を特定したとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(イ) 以上のことから、別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対し、実施機関が本件行政文書を特定して開示としたことに誤りはないものと認められる。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書が不存在であること及び本件行政文書の特定に誤りがないことについては、前記(1)ウ及び(2)イにおいて述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1（不開示（不存在）決定）

【分類 1】平成 22 年 1 月 1 日付け開示請求に係る異議申立案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示 決定日	4 異議 申立日	5 担当課等
分 類 1-1	・発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 における発達障害の定義及び関係する文書一式 （判定基準、判定者氏名を含む） ・復命書（上記事業に関するもの）	平成 22 年 1 月 18 日	平成 22 年 3 月 2 日	尾張教育事 務所
分 類 1-2	・発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 における発達障害の定義及び関係する文書一式 （報告書、発達障害児童・生徒の定義、判定基 準、判定者氏名を含む） ・復命書（上記事業に関するもの）	平成 22 年 1 月 15 日	平成 22 年 3 月 2 日	総合教育セ ンター

【分類 2】平成 22 年 2 月 26 日付け開示請求に係る異議申立案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示 決定日	4 異議 申立日	5 担当課等
分類 2	一宮東養護学校 H20 年度 H21 年度 職員会議で配布された文書の内 ①人権について説明した文書 ②知的障害について説明した文書 ③知的障害児の定義について説明した文書 ④知的障害児の判定手続きについて説明した文 書 ⑤運動会の実施について説明した文書	平成 22 年 3 月 5 日	平成 22 年 3 月 9 日	一宮東養護 学校

【分類 3】平成 23 年 1 月 12 日付け開示請求に係る異議申立案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示 決定日	4 異議 申立日	5 担当課等
分類 3	義務教育課分 義務教育課が採用しているもの ① 知的障害の定義が記載されている文書 ② 知的障害児の定義が記載されている文書 ⑤ 発達障害者の診断基準が記載されている 文書	平成 23 年 1 月 24 日	平成 23 年 1 月 31 日	義務教育課

【分類 4】平成 23 年 2 月 7 日付け開示請求に係る異議申立案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示 決定日	4 異議 申立日	5 担当課等
分類 4	安城養護学校分（安城養護学校が採用しているもの） 知的障害児の評価基準が記載されている文書 「障害児就学指導の手引」を作成した者がわかる文書 個別の教育支援計画・実践 H19 年度～H22 年度 （知的障害者のための発達診断表を使用したものに限る）	平成 23 年 2 月 21 日	平成 23 年 2 月 25 日	安城養護学校

【分類 5】平成 23 年 2 月 17 日付け及び同月 21 日付け開示請求に係る異議申立案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示 決定日	4 異議 申立日	5 担当課等
分類 5	安城養護学校分 （平成 23 年 2 月 17 日付け請求） - 知的障害者の定義 （発達診断表上のもの） - 知的障害の程度の判断・判定基準 （個別の教育計画で使用するもの） 「発達診断表」を作成した人の氏名がわかる文書 （平成 23 年 2 月 21 日付け請求） - 特別支援教育課へ報告した市民応接記録 （平成 21 年 9 月 25 日の記録）	平成 23 年 3 月 3 日	平成 23 年 3 月 17 日	安城養護学校

【分類 6】平成 23 年 7 月 6 日付け開示請求に係る異議申立案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示 決定日	4 異議 申立日	5 担当課等
分類 6	安城養護学校に対する開示請求 平成 22 年(行ウ)第 b 号事件、乙第 79 号証 A さんの陳述書に関する開示請求 ・安城養護学校が作成した「段階表」 ・児童相談センターの知的障害判定基準 ・LD についての医学的根拠が記載された文書 (参考資料 2 枚添付)	平成 23 年 7 月 14 日	平成 23 年 8 月 2 日	安城養護学 校

【分類 7】平成 24 年 6 月 5 日付け開示請求に係る異議申立案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示 決定日	4 異議 申立日	5 担当課等
分 類 7-1 ～ 185	県立学校 各課室 H19 年度～H23 年度 ①個別の教育支援計画 ②個別の指導計画 (児童生徒の障害が聾者、啞者になっているもの) (参考として平成 24 年(行ウ)第 a 号事件準備書 面(1)を添付する)	平成 24 年 6 月 6 日、 同月 15 日 、同月 18 日及び同 月 19 日	平成 24 年 6 月 22 日 及び同月 27 日	本庁各課 各県立学校 (丹羽高等 学 校 を 除 く。)

【分類 8】平成 24 年 6 月 5 日付け開示請求に係る異議申立案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示 決定日	4 異議申立 年月日	5 担当課等
分 類 8-1 ～ 184	県立学校 各課室 平成 24 年(行ウ)第 31 号事件準備書面(1)に關 する開示請求 特別支援を要する生徒に「聾者、啞者」を含むと 表記した文書 H19 年度～H23 年度	平成 24 年 6 月 15 日、 同月 18 日、 同月 19 日 及び同年 7 月 4 日	平成 24 年 6 月 27 日、 同月 29 日 及び同年 7 月 11 日	本庁各課 各県立学 校(東海商 業高等学 校及び知 多翔洋高 等学校を 除く。)

【分類 9】 平成 24 年 2 月 16 日付け開示請求に係る異議申立案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示 決定日	4 異議 申立日	5 担当課等
分 類 9-1 ～ 6	県立学校に対する開示請求 県立学校に在籍する児童生徒の日常生活に支障を受けている程度、判断基準が記載されている文書 H23 年度 （支障を受けているとは、学校が特別な配慮を要すると判断した生徒の日常生活を意味する） （東京都教育委員会の開示決定等期間延長通知書を添付する）	平成 25 年 1 月 17 日 及び同月 18 日	平成 25 年 2 月 6 日	みあい養護学校 半田養護学校 桃花校舎 豊川養護学校 本宮校舎 春日井高等養護学校 豊田高等養護学校 ひいらぎ養護学校

別表 2（開示決定）

平成 23 年 6 月 24 日付け開示請求に係る異議申立案件

1 開示請求の内容	2 行政文書の名称	3 開示 決定日	4 異議 申立日	5 担当課等
愛知県立豊川養護学校 H21 年度 H22 年度 ⑤発達障害の定義が記載されている文書（豊川養護で 使用しているもの） ⑦自閉症の定義が記載され ている文書（豊川養護で使 用しているもの） ⑪発達障害者支援法上の定 義が記載されている文書	・教員研修の手びき 県立学校 平成 20 年度版 愛知県教育委員会 ・生徒指導提要 平成 22 年 3 月 文部科学省	平成 23 年 7 月 8 日	平成 23 年 8 月 16 日	豊川養護 学校

愛知県教育委員会事務局本庁各課

番 号	課 名
1	総務課
2	財務施設課
3	教職員課
4	福利課
5	生涯学習課
6	高等学校教育課
7	義務教育課
8	特別支援教育課
9	健康学習課
10	体育スポーツ課

愛知県立学校一覧（平成 24 年度）

番号	学校名	番号	学校名	番号	学校名	番号	学校名
1	旭丘高等学校	25	瀬戸窯業高等学校	49	西春高等学校	73	半田東高等学校
2	明和高等学校	26	春日井高等学校	50	丹羽高等学校	74	半田工業高等学校
3	千種高等学校	27	春日井西高等学校	51	一宮高等学校	75	半田農業高等学校
4	守山高等学校	28	春日井東高等学校	52	一宮西高等学校	76	半田商業高等学校
5	旭陵高等学校	29	高蔵寺高等学校	53	一宮北高等学校	77	常滑高等学校
6	愛知工業高等学校	30	春日井南高等学校	54	一宮南高等学校	78	横須賀高等学校
7	愛知商業高等学校	31	春日井工業高等学校	55	一宮興道高等学校	79	東海南高等学校
8	緑丘商業高等学校	32	春日井商業高等学校	56	木曽川高等学校	80	東海商業高等学校
9	瑞陵高等学校	33	旭野高等学校	57	尾西高等学校	81	大府高等学校
10	惟信高等学校	34	豊明高等学校	58	一宮工業高等学校	82	大府東高等学校
11	松蔭高等学校	35	日進高等学校	59	起工業高等学校	83	桃陵高等学校
12	昭和高等学校	36	日進西高等学校	60	一宮商業高等学校	84	知多翔洋高等学校
13	名古屋西高等学校	37	長久手高等学校	61	津島高等学校	85	阿久比高等学校
14	熱田高等学校	38	東郷高等学校	62	津島北高等学校	86	東浦高等学校
15	中村高等学校	39	犬山高等学校	63	津島東高等学校	87	内海高等学校
16	南陽高等学校	40	犬山南高等学校	64	稲沢東高等学校	88	武豊高等学校
17	鳴海高等学校	41	尾北高等学校	65	稲沢高等学校	89	豊田西高等学校
18	天白高等学校	42	江南高等学校	66	杏和高等学校	90	豊田東高等学校
19	名古屋南高等学校	43	古知野高等学校	67	佐屋高等学校	91	衣台高等学校
20	名南工業高等学校	44	小牧高等学校	68	佐織工業高等学校	92	豊田北高等学校
21	中川商業高等学校	45	小牧南高等学校	69	海翔高等学校	93	豊田南高等学校
22	瀬戸高等学校	46	小牧工業高等学校	70	美和高等学校	94	豊田高等学校
23	瀬戸西高等学校	47	岩倉総合高等学校	71	五条高等学校	95	豊野高等学校
24	瀬戸北総合高等学校	48	新川高等学校	72	半田高等学校	96	松平高等学校

番号	学校名	番号	学校名	番号	学校名	番号	学校名
97	加茂丘高等学校	120	西尾高等学校	143	蒲郡高等学校	166	三好養護学校
98	足助高等学校	121	西尾東高等学校	144	蒲郡東高等学校	167	春日井高等養護学校
99	豊田工業高等学校	122	鶴城丘高等学校	145	三谷水産高等学校	168	豊田高等養護学校
100	猿投農林高等学校	123	一色高等学校	146	新城東高等学校	169	名古屋養護学校
101	三好高等学校	124	吉良高等学校	147	新城東高等学校作手校舎	170	港養護学校
102	岡崎高等学校	125	知立高等学校	148	新城高等学校	171	豊橋養護学校
103	岡崎北高等学校	126	知立東高等学校	149	田口高等学校	172	岡崎養護学校
104	岡崎東高等学校	127	高浜高等学校	150	名古屋盲学校	173	一宮養護学校
105	岡崎西高等学校	128	時習館高等学校	151	岡崎盲学校	174	ひいらぎ養護学校
106	岩津高等学校	129	豊橋東高等学校	152	名古屋聾学校	175	小牧養護学校
107	岡崎工業高等学校	130	豊丘高等学校	153	千種聾学校	176	大府養護学校
108	岡崎商業高等学校	131	豊橋南高等学校	154	豊橋聾学校		
109	幸田高等学校	132	豊橋西高等学校	155	岡崎聾学校		
110	碧南高等学校	133	豊橋工業高等学校	156	一宮聾学校		
111	碧南工業高等学校	134	豊橋商業高等学校	157	みあい養護学校		
112	刈谷高等学校	135	成章高等学校	158	一宮東養護学校		
113	刈谷北高等学校	136	福江高等学校	159	半田養護学校		
114	刈谷東高等学校	137	渥美農業高等学校	160	半田養護学校桃花校舎		
115	刈谷工業高等学校	138	国府高等学校	161	春日台養護学校		
116	安城高等学校	139	御津高等学校	162	豊川養護学校		
117	安城東高等学校	140	小坂井高等学校	163	豊川養護学校本宮校舎		
118	安城南高等学校	141	豊川工業高等学校	164	安城養護学校		
119	安城農林高等学校	142	宝陵高等学校	165	佐織養護学校		

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
22.12.7	諮問第1028号及び第1031号 諮問
23.2.22	諮問第1098号 諮問
23.3.7	諮問第1104号 諮問
25.1.10	諮問第1198号及び第1199号 諮問
27.3.10	諮問第1349号 諮問（諮問第1028号、第1031号、第1098号、第1104号、第1198号及び第1199号と併合）
27.3.27	実施機関から不開示理由等説明書を受理
27.3.31	異議申立人に実施機関からの不開示理由等説明書を送付
27.6.26 (第460回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27.11.6 (第472回審査会)	審議
28.2.15 (第481回審査会)	審議
28.3.16	答申